

## 障害者生産活動支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
障害者生産活動支援事業費補助金交付要綱	障害者生産活動支援事業費補助金交付要綱
第1条～第8条 省略	第1条～第8条 省略
(実績報告等) 第9条 補助事業者は、別記第5号様式による事業実績報告書に関係書類を添えて、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の <u>3月31日</u> のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。 2 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により補助金交付申請書を提出した場合は、前項の事業実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 3 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により補助金交付申請書を提出した場合は、第1項の事業実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、返還の必要が生じた場合には、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。	(実績報告等) 第9条 補助事業者は、別記第5号様式による事業実績報告書に関係書類を添えて、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の2月28日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。 2 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により補助金交付申請書を提出した場合は、前項の事業実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 3 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により補助金交付申請書を提出した場合は、第1項の事業実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、返還の必要が生じた場合には、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
第10条～第13条 省略	第10条～第13条 省略
<b>附 則</b> 1 この要綱は、令和4年6月28日から施行する。 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第6号から第8号まで、第9条第3項及び第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。	<b>附 則</b> 1 この要綱は、令和4年6月28日から施行する。 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第6号から第8号まで、第9条第3項及び第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。
<b>附 則</b> <u>この要綱は、令和5年1月24日から施行する。</u>	
別表第1以下 省略	別表第1以下 省略